

成年後見制度

～ 安心のお手伝い ～



人生100年時代。

信頼できる人があなたのそばにいますか？

わたしたちが、**成年後見制度**をとおして、
日々の暮らしをサポートします

一般社団法人 北海道成年後見支援センター

たくまくん
北海道行政書士会公式キャラクター



任意後見



夫が亡くなって一人になってしまいました。子どもがいないので今後が心配、困ってます。

これから市内に住む姪に世話になることが多くなりそうです。彼女には手当を支払いたい。

今は元気ですが、将来はどうなるか…。信頼できる人に自分の代わりに頼みたい。

任意後見とは

ご本人が十分な判断能力がある間に、将来判断能力が不十分になった場合に備え、信頼できる方に支援してほしい内容を公正証書（後見契約）で結び、支援を受ける制度です。判断能力が低下し、申立により家庭裁判所から任意後見監督人が選任され、任意後見が開始します。

見守り

- 見守り契約を結んでおくと、心身とも元気なうちから、見守り契約受任者が見守ってくれます
- 定期的な訪問や電話で本人の生活状況を確認して相談にのります。



(1例)

事務委任

- 任意後見契約と一緒に事務委任契約を結んでおくと、本人の判断能力は低下していないけれど、足腰が弱ったとか、一時的に入院したときなどの不便な期間、事務委任契約受任者が仕事をします。



任意後見

- 本人（委任者）と任意後見人が公正証書で契約を締結します。
- 本人の代理として任意後見人が、本人の財産をきちんと管理（自宅等の不動産・預貯金や年金の管理、税金や公共料金の支払い等）すると共に、介護や生活面の手配（要介護認定の申請等に関する諸手続き、介護費用の支払い、医療契約の締結等）をします。
- 契約の内容は、当事者双方の合意により、法律の趣旨に反しない限り自由に決めることができます。

死後事務

任意後見契約・事務委任契約・見守り契約を一緒に結ぶことの意義

- 見守り・事務委任の仕事を通じて信頼関係を築くことができます。相性の良し悪しも見えてきます。
- 信頼できなくなった場合や相性が悪いと思ったら、迷わずに契約を解除することができます。

死後に備えて…

死後事務委任契約

- 死後事務委任契約は、葬儀などの希望を実現してもらう契約
 - ・ 遺言では記載できない遺品整理などをあらかじめお願いしておくことができます。
 - ・ 受任者（頼まれる人）には、遺言執行者になってもらっておくと安心です。
- 遺言は公正証書で作成するのがおすすめ
 - ・ 財産の分け方などを決める法律書類です。
 - ・ 公証人に法的にしっかりした遺言を公正書遺言で作成してもらうと安心です。



法定後見



遠くに住んでいる母の様子がちょっとおかしいです。これから誰に何を頼むといいのでしょうか。

銀行で、成年後見人を付けるように言われました。それって何でしょうか。

隣のおばあちゃんの家に見知らぬ人が頻繁に出入りしています。大丈夫かな？

法定後見類型

	補 助	保 佐	後 見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
申立をすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		

法定後見とは

本人の判断能力が不十分な場合に、本人を法律的に保護し支援をする制度です。「補助」「保佐」「後見」の3つに分かれ、判断能力の程度等、本人の事情に応じて制度を家庭裁判所が判断します。

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人の利益を考えながら本人を代理して法律行為をします。例、福祉サービス等の契約、不動産の管理、遺産分割協議等です。また、本人がした不利益な法律行為を後から取り消します。例、訪問販売員から必要のない商品を購入した等です。



申立手順

家庭裁判所へ申立

（本人の住所地を管轄する家庭裁判所）

審 理

（書類審査・鑑定・調査官の調査）

審 判

（後見人等を選任）

審判確定

法定後見開始

成年後見制度とは

認知症や精神上的の障がいで判断能力の十分でない人の日常生活を尊重しながら、様々な支援をする制度です。

判断能力が十分でない場合、介護施設を利用するための契約や、医療・入院契約などの法律行為や、不動産や現金・預貯金などの財産を適切に管理することが難しくなったり、悪徳商法などにあわなれない不安になったりします。

成年後見制度によって「本人に代わって」契約をしたり財産を管理したりすることで、支えていくことができます。

成年後見制度は、信頼できる方と公正証書により事前に契約しておく**任意後見制度**とすでに判断能力が十分でないときに利用する**法定後見制度**に大きく分かれます。



北海道成年後見支援センターとは

北海道行政書士会の関連団体

北海道行政書士会に登録する会員で構成



設立と実績

- 平成21年7月 北海道行政書士会の個人会員を構成員として設立
- センター受任状況 累計受任数405件 現在受任数191件(R4.3.31現在 法人後見13件含む)
内訳: 法定後見82件(後見57件 保佐22件 補助3件)
任意後見109件(受任者102件 任意後見人6件 監督人1件)

会員

- 4日間20時間以上の研修・考課試験に合格した会員で組織
- 後見人、後見監督人等として家庭裁判所に推薦
- 万が一に備え、法人としてのセンターと会員ともに成年後見賠償保険に加入

会員支援

- 会員からの質問疑問への対応
- 毎年度の会員からの報告提出義務
- 年1回の更新研修
- 成年後見賠償責任保険加入
- 会員向け会報による情報提供
- 各支部での研修

事業

- セミナーへの無料講師派遣
- 成年後見制度研修
- 無料相談事業
- 法人後見(令和3年 開始)

不正防止対策

当センターでは、毎年、全会員が、更新研修を受講することにより、コンプライアンスの意識を高めること、及び、「受任現況報告」を提出することの両方を義務化しており、会員の受任状況を常に把握することに努め、不正防止策の一環としています。

お申し込み・お問い合わせ先

ご本人・ご家族・関係機関からのお問い合わせを受け付けております。お気軽にご相談ください。

電話 平日9:00~17:00まで

メール 24時間・365日OK!

☎011-210-0650

✉info@do-koken.org

無料相談《完全予約制》

ご相談者の希望に合わせて対応いたします。
平日10:00~16:00 1件1時間程度

一般社団法人 北海道成年後見支援センター

道南支部

道央・札幌支部

十勝・帯広支部

道北支部

オホーツク支部

道東支部

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番6 北海道行政書士会館内

tel.011-210-0650 fax.011-281-4138

mail info@do-koken.org URL www.do-koken.org/